

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 15 年 2 月 28 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一
東京都港区三田三丁目 13 番 16 号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオートバックス京都伏見・アルペンゴルフ 5 新伏見店
京都市伏見区横大路芝生 3 番, 21 番

(2) 変更した事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)スーパーオートバックス伏見店, ゴルフ 5 京都伏見店 京都市伏見区横大路芝生 3 番, 21 番	スーパーオートバックス京都伏見・アルペンゴルフ 5 新伏見店 京都市伏見区横大路芝生 3 番, 21 番
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一 東京都港区三田三丁目 13 番 16 号 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	株式会社カーライフサービス 代表取締役 石井 利幸 京都府相楽郡木津町大字市坂小字小谷口五ノ一 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号

(3) 変更の年月日

平成 14 年 11 月 11 日（大規模小売店舗の名称及び所在地）

平成 15 年 2 月 1 日（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）

3 届出年月日

平成 15 年 2 月 12 日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 2 月 28 日（金）から同年 6 月 30 日（月）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 6 月 30 日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）